令和８年１１月

令和８年度国立健康危機管理研究機構国家検定に係る利益相反管理について

○　国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所では、国家検定等業務について公正かつ適正、効率的に実施するため、以下の利益相反に関する管理を行っています。

①　国立健康危機管理研究機構法第２３条第１項第８号及び第９号の業務に基づく検定等業務

②　機構と検定等関係企業等間における産学官連携活動等

○　令和８年度の国家検定に係る利益相反を調査審査するため、令和８年１０月５日に「令和８年度国立健康危機管理研究機構国家検定に係る利益相反管理委員会」が開催され、①検定等業務従事者の検定等業務に係る利益相反管理、②機構と検定等関係企業等間の利益相反管理が行われ、このうち①について利益相反で２名（３件）の審査がありました。

※ ②は全て「該当なし」を確認

○　審査の結果、①の利益相反について、「国家検定業務に弊害が生じる懸念はない」として承認されました。